

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部改正について

「子ども・子育て支援法施行令」等の一部改正に伴い、港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例（以下「条例」という。）の規定の一部を改正します。

1 改正理由

国が、令和元年10月に8%から10%に引上げを予定している消費税を財源として幼児教育・保育の無償化を実施することとし、「子ども・子育て支援法施行令」の一部改正に伴い、認定こども園及び区立保育園等に係る基本保育料等を無料とするとともに、2号認定（保育認定）子どもの給食費を新たに定めます。

2 改正内容

(1) 基本保育料等（3～5歳児）の改定

- ① 2号認定子ども（3歳～5歳）に係る基本保育料を無料（0円）とします。
- ② 1号認定子どもに係る幼児教育に要する費用を無料（0円）とします。

(2) 給食費（3～5歳児）の新設

- ① 2号認定子ども（3歳～5歳）に係る食事の提供に要する費用として新たに給食費（月額5,000円）を定めます。
- ② 年収360万円未満に相当する世帯の給食費を無料（0円）として定めます。
- ③ 兄や姉が区立保育園等に在園している第2子以降の給食費は無料（0円）とします。

3 施行期日

令和元年10月1日